9 新たな子ども・子育て支援制度の施行準備について

子ども・子育て支援関連3法が平成24年8月10日に成立し、 27年度からの本格施行をめざしている。

新たな制度の施行準備に当たっては、消費税の増税財源を活用して子ども・子育て支援の充実を図るという制度変革の趣旨・目的を具体化するとともに、関係する基準等を短期間に検討し、混乱なく制度の移行を進める必要がある。

そこで、子ども・子育て支援の確実な充実と円滑な制度移行が図 られるよう、次の点に特に留意して準備を進められたい。

- 1 給付対象施設・事業の認可・確認や保育の必要性の認定、給付水準などの具体的設計に、保育・教育現場の実態や地域の実情が反映されるよう、地方自治体をはじめとした関係者への十分な説明、協議等を行うこと。
- 2 利用者、事業者の新制度への十分な理解が図られるよう、国として、広報・周知に努めること。
- 3 新制度移行までの安心こども基金の延長を早期に決定するとと もに、事業計画策定に向けたニーズ調査等、移行に必要な準備の ための事業を基金で実施できるように制度の拡充及び必要な積み 増しを行うこと。
- 4 子ども・子育て支援に係る人材確保・育成策について早急に検 討を進め、保育士・教員等の待遇改善や育成が十分に図れる給付 水準の設定など、具体的かつ実効性ある対策を講じること。
- 5 地方自治体独自の保育施策が待機児童対策として大きな役割を

果たしていることを考慮し、大都市部など保育ニーズが拡大する地域の保育所の認可等に当たっては、地方自治体が地域の実情に応じた対応ができるよう、地方の裁量を拡大すること。

6 新制度移行後における、児童福祉法に基づく保育所整備への交付金については、増大する保育需要への対応が適切に図られるよう、現行の安心こども基金の補助水準(補助率:4分の3以内)を維持するとともに、必要な予算を確保すること。